

過料と過失

— 行政上の秩序罰の主観的要件再考 —

田 中 良 弘

<要 旨>

行政上の秩序罰たる過料について、かつては、義務履行確保手段としての性質にかんがみて主観的要件を不要とする見解が通説であったが、現在では、制裁としての側面を重視し、責任主義の観点から、主観的要件として行為者の故意又は過失を必要とする見解が有力である。この点に関し、路上喫煙禁止条例に基づく過料について「少なくとも過料」が必要であると判示した下級審裁判例が存在するが、その意味するところは明らかではなく、学説上も、行政上の秩序罰たる過料の主観的要件の具体的な内容については、必ずしも十分な検討が行われていない。

本稿は、主観的要件である故意・過失について異なる概念を用いる民事法と刑事法の考え方を整理した上で、刑事法学における違法性の認識可能性をめぐる議論も参考にしつつ、行政上の秩序罰たる過料の主観的要件に関する学説・裁判例について分析を行い、その結果を踏まえ、上記の下級審裁判例の事例を題材に、いかなる場合に違反者に過料を科すことができるのかについて若干の検討を行った。

はじめに

1999年の地方分権一括法による地方自治法の改正によって条例に過料を科す旨の規定を設けることができるようになったことを受け、現在、多くの自治体において、条例により特定の区域における路上喫煙や吸い殻・空き缶のポイ捨てを禁止した上で、違反行為をした者に行政上の秩序罰たる過料を科す旨

の規定を設けている⁽¹⁾(以下、単に「過料」というときは行政上の秩序罰たる過料を意味する)。

過料につき、かつては、行政上の義務履行確保手段としての性質にかんがみて主観的要件を不要とする見解が通説であったが⁽²⁾、現在では、主観的要件として行為者の故意または過失を必要とする見解が有力になっており⁽³⁾、これに沿う下級審裁判例(後述3。以下「平成26年判決」という。)も存在する。他方、主観的要件としての故意や過失の意味

- (1) 北村喜宣『行政法の実効性確保』(有斐閣、2008年)27頁以下、釧持麻衣「独自条例の実効性確保 — 過料を中心に —」原島良成編著『自治立法権の再発見』(第一法規、2020年)78頁。
- (2) 田中二郎『行政法総論』(有斐閣、1957年)425頁、磯崎辰五郎「行政罰」田中二郎＝原龍之助＝柳瀬良幹編『行政法講座第2巻』(有斐閣、1964年)247頁。大浜啓吉『行政法総論〔第4版〕』(岩波書店、2019年)432頁参照。ただし、1960年代においても、法曹実務家(裁判官)から、行為者の故意・過失が過料の実体要件となる旨の見解が示されていた(入江一郎＝水田耕一＝関口保太郎『条解非訟事件手続法』(帝国判例法規、1963年)767頁以下、川口公隆「簡易裁判所の取扱う過料の諸問題」司法研究報告書17輯4号(1967年)36頁)。
- (3) 原田尚彦『行政法要論〔全訂第7版補訂2版〕』(学陽書房、2012年)238頁、阿部泰隆『行政法再入門(上)〔第3版〕』(信山社、2024年)355-357、462頁、宇賀克也『行政法概説I〔第8版〕』(有斐閣、2023年)289頁、大橋洋一『行政法I〔第5版〕』(有斐閣、2023年)344頁、興津征雄『行政法I』(新世社、2023年)273頁等。刑事法学説の立場から行政制裁一般に故意・過失を含む主観的要件を必要とする見解として、佐伯仁志『制裁論』(有斐閣、2009年)20頁。なお、本稿脱稿後、宇賀克也『行政の実効性確保』(勁草書房、2024年)に接した。

については、後述するように、民事法と刑事法とで異なる考え方が採られており、さらに、刑事法学における故意や過失の意味をめぐる様々な見解が示されているところ、過料に主観的要件を必要とする学説のいう故意や過失の意味するところは必ずしも明らかではなく、裁判例においても同様である。

このような状況において、学説や裁判例のいう故意又は過失の意味について分析し、いかなる要件の下で違反者に対して過料を科すことができるのかを検討することは、国や自治体が法律や条例を制定・執行するにあたり有益であると思われる。この点に関し、筆者は、平成26年判決について評釈する機会を得たが⁽⁴⁾、紙幅の都合により、当該裁判例のいう「過失」の意味や、いかなる場合において違反者に過料を科すことができるのかについて、十分な検討をすることができなかつた。そこで、本稿においては、故意や過失の意味に留意しつつ、過料の主観的要件をめぐる学説・裁判例について分析し、その結果を踏まえ、いかなる場合に違反者に過料を科すことができるのかについて、若干の考察を試みることにしたい。

1. 行政上の秩序罰たる過料の主観的要件をめぐる学説

(1) 主観的要件の要否

かつての行政法学においては、「過料は、その性質上、純粹な形式犯と考え、主観的責任条件を必要とせず、形式的違反に対してこれを科し得べき」⁽⁵⁾

とする見解や、「過料は、〔行政上の秩序罰としての性質に照らし〕原則として、苟くも客観的法規違反があればこれを科すことができ、行為者の主観的条件の有無を問題としない」⁽⁶⁾とする見解が通説的見解であり、これに沿う下級審裁判例（後述2(1)）も存在した。

これに対し、近年、刑事法学説から、刑法の原則のうち制裁としての性質から導かれる基本的な原則については行政上の秩序罰を含む行政制裁一般についても妥当すべきであるとして、「少なくとも、近代刑法の大原則である、罪刑法定主義、責任主義の原則、および罪刑均衡の原則は、行政制裁一般についても妥当すべき」⁽⁷⁾とする見解が主張されており⁽⁸⁾、現在では、過料を科すにあたり責任主義の観点から主観的要件を必要とする見解が有力である⁽⁹⁾。

(2) 主観的要件としての故意・過失の意味

上述のとおり、現在では、過料についても責任主義の観点から主観的要件を必要とする見解が有力であるが、主観的要件としての故意・過失、特に過失の意味については、注意が必要である。

まず、刑事法においては、犯罪成立要件としての故意・過失⁽¹⁰⁾と違法性の認識可能性の判断要素としての過失とを区別し⁽¹¹⁾、前者に関しては、故意を欠く場合、刑法38条1項により、行為者に過失（犯罪実現に係る過失）があつたとしても、法律や条例に特別の定め（過失犯処罰規定）がない限り犯罪は成立しないとする一方で、後者に関しては、過

(4) 田中良弘「判批」別冊ジュリスト266号『地方自治判例百選〔第5版〕』（2023年）76頁。

(5) 田中二郎・前掲注(2)425頁。田中二郎『新版行政法上巻〔全訂第2版〕』（弘文堂、1974年）198頁注(3)も同様。

(6) 磯崎・前掲注(2)247頁。

(7) 佐伯・前掲注(3)18頁。

(8) 行政制裁一般に原則として責任主義が妥当するという立場を採る行政法学説として、宇賀・前掲注(3)289頁（同303頁、310頁も参照）、興津・前掲注(3)273頁。なお、行政制裁一般に行為者の故意・過失を必要とする阿部・前掲注(3)355-357頁は責任主義に言及していないが、同書356頁が引用する阿部泰隆「判批」自治実務セミナー53巻4号（2014年）11頁は、主観的要件を責任主義の要請であるとしている。

(9) 注(8)に掲げた各見解のほか、原田・前掲注(3)238頁以下、大橋・前掲注(3)344頁。入江ほか・前掲注(2)767頁以下、川口・前掲注(2)37頁も同様。

(10) 刑事法学説上、犯罪成立要件としての故意・過失を、犯罪構成要件としての故意・過失と責任要素としての故意・過失とを分けて考えるのが一般的であるが、本稿では立ち入らない。

(11) 故意・過失と違法性の認識可能性を区別した上で相互に正しく関連付けることが「犯罪論の体系に明瞭な見通しを与える」とする見解として、高山佳奈子『故意と違法性の意識』（有斐閣、1999年）393頁。

失犯処罰規定の有無にかかわらず、違法性の認識⁽¹²⁾を欠くことにつき行為者に過失があるときは、違法性の認識可能性が認められ、犯罪の成立は阻却されないと解されている⁽¹³⁾。

これに対し、民事法では、不法行為責任の成立要件としての故意・過失と違法性の認識可能性を区別することはせず、後者については、不法行為責任の成立要件としての故意・過失の有無を判断するにあたって考慮すれば足りると考えられており⁽¹⁴⁾、これに沿う最高裁判例も存在する⁽¹⁵⁾。

このように、主観的要件としての故意・過失の意味については、刑事法と民事法で異なる考え方が採られており、さらに、刑事法においては、犯罪成立要件としての過失と違法性の認識可能性の判断要素としての過失（違法性の認識を欠くことについての過失）が区別して論じられている。このことは、行政上の秩序罰たる過料の主観的要件、特に過失の意味を検討する上で、示唆に富むものといえよう。

（3） 行政上の秩序罰たる過料と過失

行政制裁について、刑事法学説から、原則として責任主義が妥当すべきであるとの主張がなされていることについては既に述べた。かかる見解は、行政制裁一般について、故意・過失と違法性の認識可能性をそれぞれ独立した主観的要件として挙げており⁽¹⁶⁾、上述した犯罪成立要件としての過失と違法性の認識可能性の判断要素としての過失とを区別する刑事法の考え方を前提としていると考えられる。

これに対し、過料に主観的要件を必要とする行政法学説の多くは、主観的要件として故意・過失を挙げるにとどまり、違法性の認識可能性を独立した主観的要件として明示するものは見当たらない⁽¹⁷⁾。しかしながら、刑事法学説のいう「責任主義」（非難可能性がなければ制裁を科すことはできないという意味の責任主義⁽¹⁸⁾）を根拠とする以上、過料の主観的要件を論ずるにあたっては、違法性の認識可能性を不法行為責任の成立要件としての故意・過失

(12) 刑事法学では「違法性の意識」ということが多いが、本稿では「違法性の認識」で統一する。

(13) 違法性の認識可能性がないときは非難可能性（責任）がないため犯罪は成立しないが、違法性の認識を欠くことについて過失があるときは、責任が阻却されず犯罪は成立する、とするのが多数説である（前田雅英ほか編『条解刑法〔第4版補訂版〕』（弘文堂、2023年）162頁参照）。違法性の認識可能性がないことを理由に無罪を言い渡した刑事裁判例として、東京高判昭和55年9月26日高刑集33巻5号359頁、大阪高判平成21年1月20日判タ1300号302頁。ただし、違法性の認識そのものを故意の要素とする見解も主張されている（厳格故意説。前掲書161頁参照）。

(14) 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974年）71頁、幾代通＝徳本伸一（補訂）『不法行為法』（有斐閣、1997年）39頁。これに対し、不法行為の構成要件としての故意・過失と、責任要件としての違法性の認識可能性を区別する見解として、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為〔中巻〕』（青林書院、1983年）273頁以下（違法性の認識可能性につき384頁以下）。ただし、同書は、構成要件としての故意・過失は、違法性判断・有責性判断を経て、不法行為責任の成立要件としての故意・過失となるとしており（同書285頁）、違法性の認識可能性を不法行為責任の成立要件としての故意・過失の一要素として把握する点では異ならない。違法性の認識可能性の位置付けに関する民事法学説の整理につき、山本宣之「不法行為法における違法性の認識可能性の行方」産大法学50巻3＝4号（2017年）163頁以下。金子俊哉「著作権侵害を巡る違法性の認識可能性と不法行為責任」明治大学法学部設立130周年記念論文集（2011年）151頁以下も参照。

(15) 国家賠償法1条1項の過失に関する判例であるが、最判昭和46年6月24日民集25巻4号574頁は、「ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を執行したときは、のちにその執行が違法と判断されたからといって、ただちに右公務員に過失があつたものとするは相当でない」と判示しており、違法性の認識を欠いたことについて相当の根拠があることを理由に、不法行為責任の成立要件としての過失を否定している。

(16) 佐伯・前掲注(3)20頁。

(17) 違法性の認識可能性を独立した主観的要件として明示的に取り上げる行政法学説は管見の限り見当たらない。なお、原田・前掲注(3)238頁は、「まったく不知なものに制裁を科すのは妥当ではない」とした上で、「法の不知による違反行為についても、行為者に不注意があつたことが最小限必要とされると解すべき」としており、前者は主観的要件としての故意を、後者は違法性の認識可能性を意味するものと考えられる。

(18) 佐伯・前掲注(3)19頁参照。なお、民事法学では、非難可能性がないときは民事責任を問うことができないということを「過失責任主義」と呼ぶ（滝沢昌彦「『責任』をめぐる——法学入門を兼ねて——」一橋論叢117巻4号（1997年）595頁）。

に含める民事法の考え方ではなく、犯罪成立要件としての故意・過失と違法性の認識可能性とを区別する刑事法の考え方を前提に、違反事実に係る過失と、違法性の認識を欠くことについての過失を区別して論じる必要があると思われる⁽¹⁹⁾。

(4) 小 括

以上のように、現在の行政法学説においては、責任主義の観点から、過料についても主観的要件を必要とする見解が有力であるが、主観的要件としての故意・過失の意味については、十分に検討がなされていないとはいえない。他方、行政上の秩序罰たる過料は多種多様であり、その一般的性質のみから主観的要件の具体的内容を一律に判断することはできないことから⁽²⁰⁾、過料を科すにあたって必要となる主観的要件の内容を論じるにあたっては、当該過料について定める個々の法律や条例の規定や対象となる行為の性質等に照らし、個別具体的に、行為者の故意・過失や責任能力、違法性の認識可能性について個別具体的に検討すべきであろう⁽²¹⁾。

そこで、次に、過料の主観的要件の要否に関する裁判例について、主観的要件としての過失の意味に留意しつつ具体的に分析することとする。

2. 過料の主観的要件に関する 裁判例（平成26年判決以前）

行政上の秩序罰たる過料の主観的要件に関する裁判例としては、平成26年判決以前に、主観的要件を不要とした裁判例（浦和地決昭和34年3月17日下民集10巻3号498頁）が存在し、また、民事上（私法上）の秩序罰たる過料については、過料を科すにあ

たり行為者の故意又は過失は不要であるとした裁判例（東京高決昭和51年8月3日判時837号49頁）と、必要とした裁判例（大阪高決平成20年3月25日判タ1269号257頁）に分かれていた⁽²²⁾。以下、順に紹介・分析する。

(1) 浦和地決昭和34年3月17日下民集10巻3号 498頁

①事案及び判旨

本件は、外国人であるAが、その子であるBの出生から30日以内に外国人登録の申請をしなかったとして、旧外国人登録法違反（登録申請義務違反）により1,500円の過料に処せられたため、Aが、同法の規定を知らなかったなどと主張して、当該過料決定の取消しを求めて抗告した事案である。

裁判所は、「秩序罰としての過料については、……その性質が行政上の秩序を保つために秩序違反行為に対して科する制裁であることに鑑みれば、違反者の主観的責任要件（故意又は過失）の具備はこれを必要とせず、単に客観的に違反事実が認められればこれを科し得ると解するのが相当である。そうだとすれば、この場合刑事犯或は行政犯と異なり、法の不知、ひいて違法の認識の要否と言うようなことは問題とする余地がない」と判示して、Aの上記主張を排斥し、抗告を棄却した。

②分 析

本決定は、行政上の秩序罰たる過料の義務履行確保手段としての性質にかんがみて主観的要件を不要とするかつての通説（前述1(2)参照）の考え方を採用し、過料を科すにあたり、主観的要件としての違反者の故意又は過失は不要である旨を判示したも

(19) 過料の主観的要件としての過失と違法性の認識可能性の判断要素としての過失とを区別してそれぞれの要否を論ずるものとして、入江ほか・前掲注(2)767頁以下、川口・前掲注(2)37頁以下。なお、いずれも主観的要件としての故意・過失（違反事実についての故意・過失）がなければ過料を科すことはできないとする一方で、違法性の認識可能性に関しては、違法性の認識を欠くことについて無過失であっても過料を科すことができるとする見解（入江ほか・前掲注(2)770頁）と、違法性の認識を欠くことについて過失がない場合は過料を科すことはできないとする見解（川口・前掲注(2)37頁以下）とに分かれている。

(20) 須藤陽子『過料と不文の原則』（法律文化社、2018年）147頁以下。宇賀・前掲注(3)289頁も参照。

(21) 田中良弘・前掲注(4)76頁参照。過料を定める個別法の規定を踏まえて典型的に行政上の秩序罰の主観的要件について検討するものとして、川口・前掲注(2)29頁以下。

(22) 民事上の秩序罰については、商法262条ノ2第1号（当時）所定の過料（登記懈怠に対する過料）について主観的要件としての過失を必要とした複数の大審院判例がある（注(30)参照）。

のと解されている⁽²³⁾。

ところで、判決文によれば、Aは「外国人登録法の規定を知らなかった」と主張しているところ、犯罪の成立に違法性の認識を必要としないと判示した最高裁判例⁽²⁴⁾を前提とすると、かかる主張を排斥するにあたっては、過料を科すにあたり行為者に違法性の認識は必要ない旨を判示すれば足り、主観的要件そのものを不要であると判示する必要はない。そうすると、本決定は、本件が非刑事制裁である過料についての裁判の手續に係る非訟事件（過料事件）であることを重視し、刑事事件に関する上記の最高裁判例の射程は本件に及ばないと判断し、故意・過失と違法性の認識可能性とを区別する刑事法的な故意・過失概念ではなく、違法性の認識やその可能性を主観的責任要件としての故意・過失に含めて考える民事法的な故意・過失概念（前述1（2）参照）を前提に、過料の一般的性格から、主観的要件そのものを不要と判示したものと考えられる。

（2） 東京高決昭和51年8月3日判時837号49頁

①事案及び判旨

本件は、株式会社Cの代表取締役であるDが、法律又は定款に定めた監査役の員数を欠くに至ったにもかかわらず22年余にわたり監査役の選任手續を怠ったことにより旧商法498条1項18号（現会社法976条22号）に基づき10万円の過料に処せられたため、Dが、選任手續を怠ったことにつき違法性の認識を欠き、かつ、違法性の認識を欠いたことに過失がない旨を主張し、その取消しを求めて抗告した事案である。

裁判所は、「一件記録を精査しても該事実を認めるに足る資料は見当らないのみならず、そもそも商

法第498条第1項第18号所定の場合、即ち法律又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠くに至った場合に、その選任手續をなすべき代表取締役等が右手続を怠ったときは、該代表取締役等は故意、過失の有無を問わず、過料の制裁を受くべきものと解するを相当とする」と判示して、Dの上記主張を排斥し、抗告を棄却した。

②分析

本件は民事上（私法上）の秩序罰に関する事案であるが、過料を科すにあたり必要とされる故意・過失の意味について検討する上で有益であるため、取り上げる⁽²⁵⁾。

まず、本決定は、上記（1）の裁判例と異なり、秩序罰としての性質から主観的要件の要否を導くことをせず、根拠規定である旧商法498条1項18号の条文⁽²⁶⁾に照らし、同号に基づいて過料を科すにあたり行為者（義務者）の故意・過失は不要である旨を判示しており、個々の法律や条例の規定等から個別具体的に主観的要件の要否を検討すべきとする考え方（前述1（4）参照）に沿うものといえる⁽²⁷⁾。

他方、本決定は、違法性の認識を欠き、かつ、そのことについて過失もない旨のDの主張を排斥するにあたり、旧商法498条1項18号に基づき過料を科すにあたっては代表取締役の「故意、過失の有無を問わ〔ない〕」と判示することとどまり、同号に基づく過料を科すにあたっての違法性の認識可能性の要否について明示的には述べていない。そうすると、本決定も、上記（1）の裁判例と同様、違法性の認識可能性を独立した主観的要件とする刑事法の考え方を採用せず、故意・過失の一要素と把握する民事法の故意・過失概念を採用しているといえよう。

なお、本決定は、一般論としての故意・過失の要

(23) 本決定について、「何故秩序違反行為に対する制裁ならば故意過失の具備は必要でないのか、その理由が示されていない」と批判する見解として、入江ほか・前掲注(2)769頁。川口・前掲注(2)36頁も同様。

(24) 最判昭和25年11月28日刑集4巻12号2463頁は、「所謂自然犯たと行政犯たとを問わず、犯意の成立に違法の認識を必要としない」として、行政法規違反の認識を欠いたとしても犯罪の成立に影響しない旨を判示している。

(25) 行政上の秩序罰たる過料の主観的要件を検討するにあたり、「刑罰との対比のみならず、……民事上の過料との共通項も探るべきである」と主張する見解として、須藤・前掲注(20)147頁。

(26) 旧商法498条1項18号「法律又ハ定款ニ定メタル取締役又ハ監査役ノ員数ヲ欠クニ至リタル場合ニ於テ其ノ選任手續ヲ為スコトヲ怠リタルトキ」。

(27) 須藤・前掲注(20)147頁は、行政法学の議論は、行政上の秩序罰である過料一般に妥当する原則を得ようとする傾向があるのに対し、商法の議論は、「個別の条項に即して主観的要件を要するもの、不要なものを区分しようとする」ことを指摘する。

否に先立ち、証拠上、Dの主張した違法性の認識を欠いたことに過失がないことの根拠となる事実関係について「認めるに足る資料はない」と判示しており、違法性の認識可能性を欠くことについては、それを主張する原告側が立証責任を負うと考えているようである。このことは、本決定が、過料事件について、犯罪の成立について検察官が立証責任を負う刑事裁判よりも、責任阻却事由につき被告側が立証責任を負う⁽²⁸⁾民事裁判に親和的であると考えていることを示唆するものと思われる。

(3) 大阪高決平成20年3月25日判タ1269号257頁

①事案及び判旨

本件は、株式会社Eの代表取締役であった被告人Fが、取締役について法定の員数を欠くに至ったにもかかわらず、1年3か月余の間、取締役の選任を怠ったとして、会社法976条22号⁽²⁹⁾に基づき過料4万円に処すべきとされたため、Fが、株主総会を開催できないやむを得ない事情があった旨を主張し、抗告した事件である。

裁判所は、「被告人……の主張をすべて事実として認めるとしても、取締役の欠員が生じた場合、裁判所は、必要と認めるときは、利害関係人の申立てによって、一時取締役の職務を行うべき者を選任することができるのであるから（会社法346条2項）、この申立てを怠った被告人については、会社法976条22号の規定が定める要件である帰責事由があったというべきであって（なお、被告人が、一時取締役の制度を知らず、弁護士と相談していたとしても、そのことによって、帰責事由がなかったとすることはできない。）、同条号にいう過料に処すべきとき

に当たる」と判示し、抗告を棄却した。

②分析

本決定は、上述した東京高決昭和51年8月3日（上記(2)。以下「昭和51年決定」という。）と同じ民事上の秩序罰に関する事案であり、かつ、同裁判例の事案における根拠規定である平成17年改正前の商法498条1項18号を引き継いだ会社法976条22号に基づく過料事件の事案である。

昭和51年決定は、平成17年改正前の商法498条1項18号に基づき過料を科すにあたり主観的要件は不要であると判示して抗告を棄却したのに対し、本決定は、同号に基づく過料を科すには「会社法976条22号の規定が定める要件である帰責事由」が必要であることを前提に、仮にFの主張する事実関係がすべて認められたとしてもFには帰責事由が認められるとして、本件抗告を棄却している。

上述のように会社法976条22号は平成17年改正前の商法498条1項18号を引き継いだものであるが、同項1号（現会社法976条1号）に基づく過料（登記懈怠に対する過料）については、登記義務者が登記を懈怠したことについて過失があることを要するとするのが大審院以来の判例の立場であったところ⁽³⁰⁾、かねてから平成17年改正前の商法498条1項（その前身である昭和15年改正前の商法262条の2を含む。）の定める他の義務についても義務者の過失を要件とすべきとする見解が示されており⁽³¹⁾、かつ、旧商法498条1項18号に基づく過料（役員選任手続の懈怠に対する過料）について故意・過失を要しないとした昭和51年決定に対しては、登記の懈怠については過失責任であるのに選任手続の懈怠については無過失責任とする根拠が明らかでないという批判

(28) 金子・前掲注(14)154頁は、民事裁判において、不法行為責任の成立要件である違法性の認識可能性に係る主張・立証責任は加害者側が負うと解すべきであると主張する。

(29) 会社法976条22号「取締役……がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなった場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠ったとき」、同条柱書本文「……代表取締役……は、以下のいずれかに該当する場合には、100万円以下の過料に処する」。

(30) 大決明治39年5月22日民録12輯781頁、大決明治44年1月20日民録17輯1頁、大決大正2年4月25日民録19輯277頁。

(31) 上田豊三「過料の裁判」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座7：非訟事件・審判』（日本評論社、1969年）147頁は、民事上（私法上）の秩序罰につき、「過料が義務違反に対する制裁としての性質をもち、この制裁により秩序を維持しようとしていることを考えると、秩序違反事実を知らないことにつき無過失の場合にもこれを科することは、秩序維持の目的からも必要ではなく、かえって制裁としての意義（非難的要素）を失わせる結果にもなりかねないから、右判例の立場は、登記の懈怠の場合のみならず、その他の場合にも広く適用されるべきであろう」と主張していた。

が寄せられていた⁽³²⁾。本決定は、これらの見解を考慮して、会社法976条22号に基づく過料を科すにあたっては義務者の帰責事由が必要であると判示したものと考えられる⁽³³⁾。

なお、本決定は、主観的要件として「故意又は過失」ではなく「帰責事由」が必要であると判示しているが、これは、「故意又は過失」とは別の「帰責事由」という主観的要件を必要としたものではなく、相当の期間を超えて義務を懈怠している場合、事実上過失が推定され、義務者において帰責事由がないことの立証責任を負うことを明確にする趣旨であると思われる⁽³⁴⁾。

3. 東京高判平成26年6月26日 判時2233号103頁⁽³⁵⁾

(1) 事案の概要

Xは、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」（以下「本件条例」という。）により指定された喫煙禁止地区の路上（本件違反場所）で喫煙したとして同条例30条に基づき2,000円の過料に処せられたため（以下「本件処分」という。）、Y（横浜市）を被告として、本件処分の取消し等を求めて出訴した。

原判決（横浜地判平成26年1月22日判時2223号230頁）⁽³⁶⁾は、本件条例に基づき過料を科すには、相手方に、同条例11条の3（喫煙禁止地区内における喫煙の禁止）違反について少なくとも過失があっ

たことが必要であるとした上で、Xは、上記路上が喫煙禁止地区内であることを知らず、かつ、知らなかったことに過失があるともいえないとして、「Xに過失が認められない以上、過料処分はなし得ないのであるから、本件処分は違法である」と判示して、Xの請求を認容し本件処分を取り消した。そこでYが控訴。

(2) 判旨

「本件条例は、喫煙禁止地区内での喫煙を禁止した上、さらに、過料という財産上の不利益を違反者に科すことで、路上喫煙を防止し、快適な都市環境を確保するという目的を達成するためのものであり、その主眼が注意喚起をして路上喫煙をさせないことにあることは明らかである。したがって、注意喚起が十分にされていない状態で喫煙する者がいたとしても、それに制裁を科すことは本件条例の趣旨を逸脱するものというべきであり、当該喫煙者が、通常必要な注意をしても路上喫煙禁止地区であることを認識しえなかった場合、すなわち、路上喫煙禁止地区と認識しなかったことについて過失がなかった場合には、注意喚起が十分にされていなかったことになるから、過料の制裁を科すことはできないと解すべきである。本件条例の過料処分が、本来違法行為とされていない喫煙行為をあえて禁止し、その違反に対する制裁という性質を有することからしても、違反者に非難可能性がない場合にまで過料の制裁を科すのは相当でなく、本件条例30条に基づき過料処

(32) 菱田政宏「判批」ジュリスト698号（1979年）132頁以下。

(33) 匿名コメント・判タ1269号（2008年）257頁以下参照。

(34) 匿名コメント・前掲注(33)258頁は、本決定は会社法976条22号に基づく選任懈怠に対する過料についても故意・過失を要するという立場を明らかにしたものであるとしつつ、相当の期間を超えて役員選任手続を懈怠している場合、事実上過失が推定され、義務者において積極的に反証をしなければ過失が認められるとあってよく、さらに、選任懈怠について過失がない場合はほとんど想定されない、とする。なお、入江ほか・前掲注(2)771頁は、過料の根拠規定に「正当事由なくして」という文言があるときは主観的要件としての過失が要求されるとした上で、多くの場合には、客観的に義務違反の事実が存在すれば過失が推定され、「正当事由」の存在を義務者において立証する必要があるとする。

(35) 平成26年判決の評釈として、須藤陽子「判批」法学教室別冊附録414号（判例セレクト2014-II、2015年）4頁、飯島淳子「判批」判例評論680号（2015年）20頁以下、黒坂則子「判批」環境法研究（人間環境問題研究会編）42号（2017年）182頁以下、鳥居俊一「判批」行政関係判例解説平成26年（2016年）77頁以下、佐藤由佳「判批」志学館法学17号（2016年）227頁以下、田中良弘・前掲注(4)76頁。同判決を取り上げる論考として、村中洋介「路上喫煙防止条例による規制——横浜市路上喫煙訴訟を事例として——」近畿大学法学62巻3＝4号（2015年）329頁以下。

(36) 原判決の評釈として、阿部・前掲注(8)9頁以下。

分をするためには、その相手方に、同条例11条の3違反について少なくとも過失があったことが必要であると解すべきであって、このように解することが過失責任主義という法の一般的原則にも合致する

(下線部分は原判決を引用。なお、下線は筆者が付した。)

「我が国では、平成14年の健康増進法の制定、平成22年の厚生労働省健康局長通知などによって、地方公共団体において、受動喫煙防止のための積極的な取組みが行われるようになり、神奈川県内の地方公共団体でも路上喫煙規制条例を制定している市町は15市町、過料または罰則付き路上喫煙規制条例を制定している市町は9市町あり……。Xが居住する立川市においてもJR立川駅を中心とした半径250メートルの範囲内で一切の路上喫煙が禁止される……。など、受動喫煙防止のための路上喫煙規制の条例制定などの取組みは、地方公共団体において次第に拡大してきたと認められ、路上喫煙禁止の表示としては、Yの場合と同様に、路面表示がされることが一般的となっている……。X自身、路上喫煙禁止の条例制定までは時代の趨勢であり、喫煙場所が制限されることは喫煙者の誰もが普段から認識しているのが現状であることを認めている……。このような状況に照らすと、あえて路上で喫煙する場合には、その場所が喫煙禁止か否かについて、路面表示も含めて十分に注意して確認する義務があるというべきである。本件において、路上で歩行喫煙をしていたXがパルナード〔Xが路上喫煙した道路の通称〕に進入する交差点にさしかかった際、路面表示をも十分に注意して路上喫煙禁止か否かを確認すべきであり、その注意を怠らなければ、路上喫煙禁止であることを認識することが十分に可能であったと認められるから、Xには過失があったといわざるを得ない。……したがって、Xには、パルナードに進入するに当たって路面表示により路上喫煙禁止場所であることを認識すべきであったのにこれを見落とした過失があり、Xは、過失によって本件条例11条の3に違反した者というべきであるから、……本件処分は適法である」。

(3) 分析

①「過失」が必要である理由

平成26年判決は、行政上の秩序罰たる過料を科すにあたり主観的要件が必要であると判示した点において注目を集めた裁判例である。同判決もその原判決(以下単に「原判決」という。)も、本件条例30条に基づく過料処分をするためには、違反者に「少なくとも過失」(この意味については後述する。)があったことを必要とする旨を判示したが、その理由は異なっている。

すなわち、原判決は、「少なくとも過失」が必要とされる理由として、「仮にこの者〔喫煙禁止地区であることを知らず、かつ、知らなかったことに過失もない者〕に対し過料処分をしたとしても、被処分者としては喫煙禁止地区と認識し得なかった以上、単に『運が悪かった』と受け止めるだけであり、今後は喫煙禁止地区において喫煙をしないようにしようという動機付けをされないから、本件条例30条の目的とする抑止効果を期待することはできない」ことを挙げており、もっぱら行政上の義務履行確保手段であることを理由に、本件条例30条に基づく過料に「少なくとも過失」が必要であると判示している。

これに対し、平成26年判決は、「少なくとも過失」が必要とされる理由として、①「〔本件条例の〕主眼が注意喚起をして路上喫煙をさせないことにあることは明らかであ〔り〕……注意喚起が十分にされていない状態で喫煙する者がいたとしても、それに制裁を科すことは本件条例の趣旨を逸脱する」ことに加えて、②「本件条例の過料処分が、本来違法行為とされていない喫煙行為をあえて禁止し、その違反に対する制裁という性質を有することからしても、違反者に非難可能性がない場合にまで過料の制裁を科すのは相当でな〔い〕」ことを挙げており、原判決と異なり、本件条例30条に基づく過料の制裁としての性質や主観的要件としての非難可能性についても言及している。

しかしながら、上記②の判示は、上記①の判示に付加的に、本件条例30条に基づく過料の制裁としての性質を指摘するにとどまり、かえって、それが本来違法行為とされていない行為の禁止についての違反に係る制裁、すなわち行政上の秩序罰であること

を強調し、前法的な禁止についての違反に係る刑事制裁と区別していることからすれば、平成26年判決も、本件条例30条に基づく過料の制裁としての性質ではなく、行政上の義務履行確保手段であることを重視し、それを科すにあたっては「少なくとも過失」が必要であると判示したものと考えられる。

②「過失」の意味

前述したように、故意・過失の意味については、刑事法と民事法とで異なる考え方が採られているところ、平成26年判決のいう「過失」の意味について検討するに先立ち、同判決が故意・過失に関する刑事法と民事法のいずれの考え方を採用しているのかについて分析する必要がある。

平成26年判決が本件条例30条に基づく過料を科すにあたり違反者に「少なくとも過失」が必要である理由として当該過料が行政上の義務履行確保手段であることを重視していることは既に述べた。また、刑事責任については、故意がある場合と過失による場合とで責任（刑罰）の重さに大きな違いがあるところ⁽³⁷⁾、刑事法的な故意・過失概念を採用するのであれば、故意⁽³⁸⁾による違反と過失による違反とを区別して論じる必要があるが、同判決は、一般論として、本件条例30条に基づく過料を科すには「少なくとも過失を要する」と判示するにとどまり、かつ、具体的なあてはめにおいても、Xの故意につい

て検討をしていない⁽³⁹⁾。

加えて、平成26年判決は、違反者に「少なくとも過失」が必要であると解することが「過失責任主義という法の一般的原則にも合致する」としているところ、「過失責任主義」とは、行為者に故意・過失がなかった場合には非難可能性がなく民事責任を問うことはできないことを意味する民事法学上の用語である（これに対し、刑事法上は「責任主義」を用いる。）⁽⁴⁰⁾。

したがって、平成26年判決が本件条例30条に基づく過料を科すにあたり「少なくとも過失」が必要であると判示したのは、故意責任と過失責任を同様のものとして扱う民事法的な故意・過失概念（これには違法性の認識可能性も含まれる。前述1(2)参照。）を採用した上で、違反者に非難可能性がない場合には過料を科すことができない旨を判示したものと解すべきであろう⁽⁴¹⁾。

③非難可能性

本件では、事実のあてはめにおいて、本件違反場所が路上喫煙禁止地区であることを知らなかったことについてXに「少なくとも過失」があったと評価できるか否かが具体的な争点となっている。

この点につき、禁止区域（禁止地区）であることの認識を欠く場合には故意が阻却されるとした刑事裁判例⁽⁴²⁾が存在するが、かかる裁判例は、禁止区

(37) 例えば、被害者が死亡したという結果は同じでも、故意があった場合と過失による場合とでは、刑事責任（刑罰）の重さは全く異なる（一例として、殺人罪（刑法199条）の法定刑は死刑又は無期若しくは5年以上の懲役であるが、過失致死罪（刑法210条）の法定刑は50万円以下の罰金にとどまる。）のに対し、損害をどのように負担するのが公平であるかが問題となる民事法においては、故意による責任も過失による責任も原則として同様に扱われる（滝沢・前掲注(18)595—596頁参照）。

(38) 刑事法における故意とは、一般に、犯罪事実の認識・認容を意味し（前田ほか・前掲注(13)144頁）、かつ、犯罪事実の認識・認容は、確定的なものでなくても可能性の認識・認容で足りる（いわゆる未必の故意。同書146頁）。なお、民事法においても、「未必の故意」という概念を用いるかは別として、同様の考え方が採られている（一例として、最判平成4年12月18日判時1446号147頁）。

(39) これに対し、原判決は、Xの「過失」の有無を判断する前提として、「Xは、本件違反場所が喫煙禁止区域内であることを知らなかったと認められ〔る〕」と判示している。ただし、かかる認定の根拠は、本件違反場所付近の路面表示や看板の文字を歩行者が読み取ることは困難であったというものであり、本件違反場所が喫煙禁止区域内であることをXが「知らなかった」と認定する根拠としては、不十分であるように思われる。

(40) 滝沢・前掲注(18)595頁。

(41) 田中良弘・前掲注(4)76頁。

(42) 東京高判昭和30年4月18日高刑集8巻3号325頁（旧道路交通取締令21条所定の追越禁止区域内であることの認識）、東京高判昭和35年5月24日高刑集13巻4号335頁（旧狩猟法10条所定の銃猟禁止区域内であることの認識）。これらを引用しつつ、本件条例に基づく路上喫煙禁止地区の認識を事実の認識とする見解として、飯島・前掲注(35)22頁。

域であることについて標識を設置することが法律によって義務付けられているケース⁽⁴³⁾であったのに対し、本件条例は、路上喫煙禁止地区の指定は告示によると定めるにとどまり（11条の2第2項）、標識等によって表示することを義務付けていない。そのため、本件条例に基づく路上喫煙禁止地区であることの認識については、これを違法性の認識と把握しても、上記刑事裁判例には直ちに抵触しない⁽⁴⁴⁾。

検討するに、平成26年判決は、原判決と異なり、本件違反場所が路上喫煙禁止地区であることをXが知らなかったことを認定しないまま、Xには本件違反場所が路上喫煙禁止地区であることを認識しなかったことにつき「過失」があったと判断して本件処分を適法としているところ、犯罪成立要件としての過失と違法性の認識可能性の判断要素としての過失とを区別して論じる刑事法の故意・過失概念（前述1（2）参照）を前提とすると、平成26年判決のいう「過失」は、犯罪成立要件としての過失（故意を欠くことが認定の前提となる。）ではなく、違法性の認識可能性の判断要素としての過失（違法性の認識を欠くことが認定の前提とならない⁽⁴⁵⁾。）を意味するものと考えるのが自然である。

そうすると、平成26年判決は、本件違反場所が路上喫煙禁止地区であることの認識は違法性の認識であるとした上で、本件違反場所が路上喫煙禁止地区

であることをXが認識することが十分に可能であったとして、違法性の認識可能性が認められることからXの非難可能性は阻却されないと判断したものであるといえる。

なお、平成26年判決が、Xの「過失」を認定するにあたり、路上喫煙者に対しその場所が喫煙禁止か否かについての確認義務を課した上で、かかる義務違反の有無について検討している点については、疑問の余地がある⁽⁴⁶⁾。違法性の認識可能性は責任成立要件ではなく、それを欠くことが責任阻却事由であることから、「法の不知はこれを許さず」の法諺どおり、行為者が違法性の認識を欠くことについて相当の理由が認められない限り、違法性を認識することについての個別具体的な注意義務の有無を検討するまでもなく、行為者の「過失」（違法性の認識可能性を欠くことについての過失）が認められ、責任は阻却されないと解すべきであろう⁽⁴⁷⁾。

（４）小 括

以上のとおり、かつては、行政上の秩序罰たる過料について、その一般的性質から主観的要件を不要とした裁判例が存在したが、平成26年判決は、民事上（私法上）の秩序罰に係る裁判例と同様、個別の根拠規定ごとに主観的要件の要否を判断する考え方を採用している。また、平成26年判決や原判決を含

-
- (43) 旧道路交通取締令21条所定の追越禁止区域の標識設置義務につき、同令5条。旧狩猟法10条所定の銃猟禁止区域の標識設置義務につき、同法施行規則25条・24条。
- (44) 本件条例に基づく路上喫煙禁止地区についてのものではないが、法令により禁止区域であることの標示が求められている場合には当該禁止区域の認識は事実の認識であるが、そうでない場合は違法性の認識と整理すべきとする見解として、平野龍一『刑法1・総論』（有斐閣、1972年）172-173頁。標示が求められているか否を問わず、禁止区域の認識を違法性の認識とする見解として、南由介「意味の認識の内容について」慶應法学37号（2017年）341頁。なお、禁止区域の認識に関する裁判例についてのものではないが、事実の錯誤か違法性の錯誤かの判断が難しいケースについての裁判例につき、井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』（有斐閣、2018年）419-420頁は、一般論として、「判例は、違法性の錯誤を理由とする免責の可能性を正面から承認していないため……、刑事責任を追及することがためられるケースにおいては、事実認識を欠いていたという理由で故意を否定しているという評価が可能である」ことを指摘した上で、「むしろ、違法性の錯誤に相当の理由がある場合には責任が阻却されることを肯定した上で、どのような場合に相当の理由ありといえるかについての具体的基準を明らかにしていくべき」であるとする。山口厚『刑法総論〔第3版〕』（有斐閣、2016年）206頁も参照。
- (45) 犯罪成立に違法性の認識は不要であることから（刑法38条3項参照）、違法性の認識可能性があると認められれば、実際に行為者が違法性の認識を欠いていたか否かについて判断するまでもなく、他の犯罪成立要件を充たせば犯罪は成立する。
- (46) このことを指摘するものとして、須藤・前掲注(35)4頁、飯島・前掲注(35)23頁以下。刑事法における違法性の認識可能性に関し、行為者に「法を認識する義務」はないとする刑事法学説として、高山・前掲注(11)328頁。
- (47) 井田・前掲注(44)420頁参照。

め、過料の主観的要件に関する裁判例はいずれも、民事法的な故意・過失概念を採用しており、これらの裁判例のいう故意・過失、特に過失の意味については、慎重な検討が必要である。

平成26年判決及び原判決は、個別条例の規定に基づく過料を科すには「少なくとも過失」が必要であると判示したが、かかる判示は、故意責任と過失責任を同様のものとして扱う民事法的な故意・過失概念を前提に、違反者に非難可能性がない場合には過料を科すことができない旨を判示したにとどまり、特に、平成26年判決のいう「過失」は、刑事法的な構成要件要素としての過失を意味するものではなく⁽⁴⁸⁾、違法性の認識可能性の判断要素としての過失を意味するものと解するのが相当である。

4. 若干の検討 — いかなる場合に過料を科すことができるか

これまでの検討結果を踏まえ、いかなる場合に行政上の義務に違反した者に対し過料を科すことができるのかについて、平成26年判決の事案を題材に、若干の考察を試みることにしたい。

(1) 主観的要件としての故意の内容等

刑法学説上、主観的要件としての故意（未必の故意を含む。以下同じ。）には、構成要件に該当する客観的事実の認識・認容に加えて、その社会的意味の認識・認容が含まれるとする見解が一般的である⁽⁴⁹⁾。そして、責任主義の観点から過料についても主観的要件が必要であると考えられる以上、過料の主観的要件としての故意についても、上記の考え方が基本的に妥当すると考えるのが自然である。

かかる観点から平成26年判決の事案を検討すると、まず、Xは、自らの意思で本件違反場所において路上喫煙をしており、違反行為に係る客観的事実を認識・認容していたことは明らかである。次に、同判決は、Xの非難可能性を認定するにあたり、㉞2002年の健康増進法の制定等によって、自治体において

受動喫煙防止のための積極的な取組みが行われるようになったこと、㉟神奈川県内で路上喫煙規制条例を制定している市町は15市町、そのうち罰則付き路上喫煙規制条例を制定している市町は9市町あったこと、㊱Xが居住する立川市においてもJR立川駅を中心とした半径250メートルの範囲内で一切の路上喫煙が禁止されていたこと、㊲路上喫煙規制の条例制定が次第に拡大してきたことを指摘しており、これらの事実を前提とすると、Xは、少なくとも本件違反場所における路上喫煙が禁止されている可能性があることを認識していたといえ、自らの意思で本件違反場所における路上喫煙を行ったXには、少なくとも未必の故意が認められる。

ところで、平成26年判決は、本件条例30条に基づく過料を科すにあたり主観的要件としての故意が必要か否かについて明示的には判示していない。そこで検討するに、行政上の義務に違反する行為についても、故意による場合と過失による場合とで非難可能性の程度は大きく異なることから、責任主義の趣旨に照らし、過料についても、特段の事情のない限り、故意による違反行為のみが処罰の対象となると解すべきである。そして、路上喫煙禁止地区の認識を違法性の認識と把握する本稿の立場からは、故意によらずに本件条例30条に基づく過料の対象行為が実現することは、当該行為が喫煙という作為であることに加えて、多くの自治体が区域を指定して路上喫煙を禁止している状況の下（上記㉟～㊲参照）では、通常想定できない。加えて、本件条例に過失による違反行為を処罰の対象とする旨の明文規定を設けることに特別な支障があるとは考えにくい。

以上より、過失による違反行為を処罰対象とする明文の規定はなく、そのように解釈すべき特段の事情も認められないから、本件条例30条に基づく過料を科すには違反者に主観的要件としての故意が必要であると解するのが相当であり、かつ、そのように解しても、過料をもって路上喫煙禁止地区内における路上喫煙を防止しようとする本件条例の目的や趣旨に反することはないと思われる。

(48) 田中良弘・前掲注(4)76頁。

(49) 井田・前掲注(44)169-177頁、山口・前掲注(44)199-215頁。前田ほか・前掲注(13)143-147頁も参照。

(2) 行政による注意喚起の必要性等

平成26年判決は、「注意喚起が十分にされていない状態で喫煙する者がいたとしても、それに制裁を科すことは本件条例の趣旨を逸脱する」と判示しており、かかる判示は、路上喫煙について過料を科すには、住民等に対して十分な注意喚起を行うことが不可欠の要件であるように読むこともできる。

しかしながら、行政による注意喚起が不十分な場合であっても、違反者が自らの行為の内容と意味について認識・認容していれば非難可能性に欠けることはないから、平成26年判決の上記判示は、行政による注意喚起を本件条例30条に基づく過料処分の不可欠な要件とするものではなく、違反者の非難可能性の有無や程度を判断する際の一要素として掲げたにとどまるものと解すべきであろう⁽⁵⁰⁾。

なお、「違法性の認識」については、刑法学説上、法令違反の認識に加えて、違反行為に対し処罰が予定されていること（可罰的違法行為であること）の認識が含まれるとする見解も示されている⁽⁵¹⁾。この点に関し、原判決は、Xの「過失」を否定する理由の一つとして、本件違反場所周辺の路面表示に路上喫煙に対して過料の制裁がある旨の記載がなかったことを指摘しているが、平成26年判決の認定した上記㉗～㉚の事実（特に㉗神奈川県内において罰則付きで路上喫煙を規制している市町が9市町あったこと）からは、神奈川県内で路上喫煙をする者は、路面表示に過料の制裁がある旨の記載がなかったとしても、自らの行為が過料による処罰の対象となり得ることの認識可能性を有していた（可罰的違法行為であることの認識を欠くことについて過失があった）と評価することが可能である。したがって、平

成26年判決の事案においては、上述した違法性の認識に可罰的違法行為であることの認識を含むとする刑事法学説上の見解を前提としても、違法性の認識可能性を認めることができ、同判決が路面表示に過料の制裁の記載がなかったとのXの主張を考慮してもXの「過失」は否定されないと判示しているのも、かかる趣旨であると思われる。

おわりに

本稿では、行政上の秩序罰たる過料の主観的要件の要否について、民事上（私法上）の秩序罰に関するものを含む4つの裁判例、特に「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づく過料に「少なくとも過失」が必要であると判示した平成26年判決を題材に、これまで必ずしも十分に論じられてこなかった過料の主観的要件の具体的内容について検討を行った。

多くの論者が指摘するように、行政上の秩序罰たる過料については、その制裁としての性質にかんがみ、責任主義の観点から、明文の規定がなくても、違反者に非難可能性が認められない場合には過料を科すことができないと考えるべきである。とはいえ、立法論としては、国民の予測可能性や行政の恣意抑制の観点から、過料の主観的要件について明文で規定することが望ましい。行政上の秩序罰たる過料に関し、故意・過失や責任能力、違法性の認識可能性といった主観的要件のほか、各種の違法性阻却事由の扱いや、過料を科す際の手続について法整備のあり方を検討することが、今後の課題である。

（たなか よしひろ 一橋大学大学院法学研究科教授）

【付記】

本稿は、J S P S 科研費（21K13188、22K18517、23K22055、23K01104）による研究成果の一部である。

キーワード：過料／行政上の秩序罰／主観的要件／過失／非難可能性

(50) 田中良弘・前掲注(4)76頁。

(51) 井田・前掲注(44)412頁、高山・前掲注(11)300頁。ただし、具体的な法定刑や適用状況の認識まで含めるものではない。